

外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
名	称	1		
本たる所 又事在 は務主所	国名又は地域名	2		
	所在地	3		
主たる事業	4			
発行済株式等の保有割合	5	%	%	%
発行済株式等の通算保有割合	6	%	%	%
支払義務確定日	7	・	・	・
支払義務確定日までの保有期間	8			
剰余金の配当等の額	9	() 円	() 円	() 円
(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	() 円	() 円	() 円
法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無	11	有・無	有・無	有・無
益等 金の額 不算入 の計算 対象と ならない 損金算 入配当	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	12	有・無	有・無
損当 金等 算の 入額 対 応計 受算 取配	(9)の元本である株式又は出資の総数又は総額につき外国子会社により支払われた剰余金の配当等の額	13	() 円	() 円
	(13)のうち外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額	14	() 円	() 円
	損金算入対応受取配当等の額 $(9) \times \frac{(14)}{(13)}$	15	() 円	() 円
	益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (9)又は(15)	16	() 円	() 円
	(16)に対応する外国源泉税等の額 $(10) \text{又は} ((10) \times \frac{(14)}{(13)})$	17	() 円	() 円
剰余金の配当等の額に係る費用相当額 $(9) - (16) \times 5\%$	18			
法第23条の2の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 $(9) - (16) - (18)$	19			
措置法第66条の8第2項又は第8項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「23」+「24」)	20			
(16)のうち措置法第66条の8第3項又は第9項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の七)「25」)	21			
(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額 $(19) + (20) + (21)$	22			
法第39条の2の規定により損金不算入とされる外国源泉税等の額 $(10) - (17)$	23			
(23)のうち措置法第66条の8第14項の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額 (別表十七(三の七)「28」)	24			
(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 $(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25			
益金不算入とされる剰余金の配当等の額の合計 (22)欄の合計	26			円
損金不算入とされる外国源泉税等の額の合計 (25)欄の合計	27			

別表八(二) 令五・四・一以後終了事業年度分